

スポーツ振興くじ助成対象経費により取得した財産管理台帳

番号	名称	規格・機種	取得/施工				年月日	保管場所	処分制限期間 (50万円以上は承認申請)		処分の状況			備考
			取得金額 (税込み)	うち、助成 対象経費の額	うち、助成金額				耐用 年数	処分制限 年月日	価格	処分の内容	年月日	
					相当額	相当率								
41	二つ折セーフティマット	美羊200×300×20	75,000円	75,000円	75,000円	100%	平成24年4月25日	クラブハウス	3				阪南スポーツ社	
42	ノンスリップマット①	美羊120×300×5	38,000円	38,000円	38,000円	100%	平成24年4月25日	クラブハウス	3				阪南スポーツ社	
43	ノンスリップマット②	美羊120×300×5	38,000円	38,000円	38,000円	100%	平成24年4月25日	クラブハウス	3				阪南スポーツ社	
44	ロイター板	三和S-9484	51,000円	51,000円	51,000円	100%	平成24年4月25日	クラブハウス	3				阪南スポーツ社	
45	ウォーマージャケット20着	アディダスF43903	220,000円	220,000円	220,000円	100%	平成25年11月13日	サッカー指導者貸出	1				岸田スポーツ	
46	ウォーマーパンツ20着	アディダスF43906	140,000円	140,000円	140,000円	100%	平成25年11月13日	サッカー指導者貸出	1				岸田スポーツ	
47	テント-エイト社製 2張	B2869	127,680円	127,680円	127,680円	100%	平成25年11月15日	クラブハウス	3				岸田スポーツ	
48	モルテンボール20個	SS3XGW	63,000円	63,000円	63,000円	100%	平成25年11月15日	指導者貸出	1				岸田スポーツ	
49	ビッコロゴール	1対	93,500円	93,500円	93,500円	100%	平成25年11月15日	光陽公園	5				岸田スポーツ	
50	作戦盤モルテン	LSF	9,700円	9,700円	9,700円	100%	平成25年11月15日	指導者貸出	3				岸田スポーツ	
51	レフリースーツ長袖4枚	UAS6208	23,160円	23,160円	23,160円	100%	平成25年11月15日	指導者貸出	1				岸田スポーツ	
52	レフリースーツ4着	UAS6208P	15,200円	15,200円	15,200円	100%	平成25年11月15日	指導者貸出	1				岸田スポーツ	
53	ピプス10枚×4セット	UBS7057Z	40,000円	40,000円	40,000円	100%	平成25年11月15日	指導者貸出	1				岸田スポーツ	
54	コーナーフラッグ6モルテン	CFDXB	34,940円	34,940円	34,940円	100%	平成25年11月15日	指導者貸出	3				岸田スポーツ	
55	TOT0マイクロバス	リエッセII	5,468,400円	3,932,000円	3,932,000円	100%	平成25年12月3日	駐車場	10				日野自動車	
56	防球フェンス 4台	3m×4m (キャスト付)	239,760円	239,760円	239,760円	100%	平成28年6月29日	いずみSV	10				㈲ナカムラススポーツ	
57	防球フェンス 4台	3m×4m (キャスト付)	239,760円	239,760円	239,760円	100%	平成28年11月9日	いずみSV	10				㈲ナカムラススポーツ	
58	ゴールネット-般用 1対	テクノ社製 亀甲	72,500円	72,500円	72,500円	100%	平成29年1月6日	いずみSV	3				岸田スポーツ	
59	ゴールネット Jr用 2対	テクノ社製 亀甲	129,000円	129,000円	129,000円	100%	平成29年1月6日	いずみSV	3				岸田スポーツ	
60														

注 1 助成事業により不動産又は耐用年数が1年以上若しくは管理が必要となる物品等の財産を取得した場合、この台帳に個別に記入するものとする。(同じ製品を同時に複数取得した場合も1品又は1組ずつ記入。)

2 処分制限期間には、「補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間」(平成14年文部科学省告示第53号)に定められている耐用年数に相当する期間とし、その期間は、取得の日から起算する。

3 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。

4 処分の内容欄には、売り払い、廃棄処分等別に記入すること。

5 備考欄には取得の相手方又は処分の相手方を記入すること。

6 1件の取得価格が50万円以上(消費税込み)の備品等の財産を取得した場合、処分制限期間内の処分については承認申請が必要であることに留意すること。